

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市消費者教育推進計画（案）
趣旨	自ら学び・考え・行動する消費者の育成を図り、幼児期から高齢者までの生涯にわたり、ライフステージ（年齢階層）に応じた消費者教育が体系的に進めていくため「島田市消費者教育推進計画」を策定する。
案のポイント	<p>基本理念 自ら学び、考え、行動する消費者の育成</p> <p>重点目標</p> <p>1 ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育</p> <p>2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用</p>
論点	第2章において整理した島田市における消費者を取り巻く現状と課題を解決するため、第3章で基本理念と重点目標を定めている。そのため主に第3章の内容について意見を募集したい。
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成25年に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。地方公共団体については、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされた。 ・静岡県は平成26年に「静岡県消費者教育推進計画」を策定した。 ・県内市町においては、7市で策定されている。 ・島田市では、従来から消費生活に関する相談を受け付け、市政出前講座で注意喚起や情報の提供を行ってきたが、さらなる消費者の育成を目指し、「島田市消費者教育推進計画」を策定することとなった。 ・11月20日に島田市消費生活モニター及び消費者団体に対し、意見交換会を行った。
スケジュール（予定）	パブリックコメント募集 令和3年1月20日から2月18日 施行 令和3年3月予定
関係法令等	消費者教育の推進に係る法律